公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成27年11月13日

盛岡広域都市計画事業
太田地区土地区画整理事業
施行者　盛岡市
代表者　盛岡市長　谷藤　裕明

記

１　送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不詳
氏名　岩泉三六　外４名
２　通知の内容
土地区画整理法第98条第１項の規定により、別紙のとおり仮換地を指定します。
教示
１　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」からは、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。
３　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
４　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
５　上記３の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、別紙の記載は省略し、それらを盛岡市下太田蒲44番地４太田地区土地区画整理事業相談所の掲示場所において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
宮城県白石市字半沢屋敷前一五五番地
有限会社フロム蔵王
清算人　山田　泰

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
仙台市若林区新弓ノ町六八番地
有限会社針生アパート
清算人　針生　弘吉

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
仙台市泉区泉中央三丁目二番地の一
株式会社スギサワ薬品
代表清算人　喜多　恒夫

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
埼玉県川越市大字小堤六二四番地七
有限会社アキカワ
清算人　齋藤　耕司

解散公告

当組合は、平成二十七年九月二十八日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
埼玉県比企郡小川町大字大塚一一六一番地
小川青果海産物商業協同組合
清算人　瀬上　勇司

解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
千葉県佐倉市白銀三丁目一四番地二一
有限会社水本装備
清算人　水本　和彦

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
千葉県八千代市ゆりのき台六丁目一五番地
一〇　エリオット商事ジャパン株式会社
代表清算人　吉田　幾雄

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
千葉県木更津市真舟一丁目四番一七号
有限会社藤隆商店
清算人　藤田　哲也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
東京都中央区日本橋二丁目九番一号
合同会社ジェイ・エフ・ティー
清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
東京都中央区日本橋二丁目九番一号
合同会社ジェイ・エフ・ダブリュー
清算人　神永　信吾

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
一般社団法人ＵＩ岩槻
代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十一月十三日
東京都台東区台東四丁目三一番一号
株式会社ケープロハート
代表清算人　武井　宣春